

会 議 録

会議の名称	令和7年度 第3回 伊丹市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和8年1月29日(木) 14:00~15:00
開催場所	伊丹市総合教育センター 講座室
出席者	白井委員、金川委員、大西委員、柳田委員、吉村委員、山本委員、阪本委員、千葉委員、上村委員、明石委員、和泉委員、細川委員、齊藤委員 (以上 13名)(順不同)
欠席者	中原委員
事務局	松尾健康福祉部長、濱田健康福祉部参事、藤田保健医療推進室長 富永国保年金課長、他
会議の成立	委員総数14名のうち13名出席 <過半数出席のため成立>
署名委員	阪本委員、柳田委員
傍聴者	0名
次第	1. 開会 2. 会議録確認委員の指名 3. 議題 ・第2回運営協議会の審議内容の確認について ・本算定数値の確認と令和8年度の保険税率について ・令和7年度答申書について 5. 諸連絡 6. 閉会
備考	

	議事要旨
会長	事務局より議題①第2回運営協議会の審議内容の確認について、説明をお願いします。
事務局	<p>現行保険税率から標準保険料率への移行と令和8年度の保険税率についてです。仮確定している保険税率の設定方法に基づき、令和8年度の保険税率から改定を開始することに決定し、ロードマップへの記載内容について決定しました。</p> <p>市国保基金の取り扱いについて、次のとおり決定しました。①現行保険税率から標準保険料率への移行において、被保険者の急激な保険税負担の上昇を抑制するための財源。②標準保険料率の算定時より被保険者の所得や被保険者数が減少すること等により事業費納付金の財源が不足した場合の財源補填。精算制度の導入後においては、事業費納付金の過不足が後年度に精算されるまでの財源調整。③保健事業。なお、市国保基金については、標準保険料率への移行までの間に、可能な限りにおいて被保険者の保険税負担軽減のために活用するものとする。また、市町が保有する基金の活用方法については引き続き検討されることとなっているため、県より新たな活用方法が示された場合は、その活用を行うか適切に判断するものとする。ロードマップへの記載内容について決定しております。</p> <p>ロードマップについて全ての記載項目が確定いたしました。</p>
会長	第2回運営協議会の審議内容の確認について、ご意見やご質問等がございましたら、ご発言をお願いします。
会長	私より確認ですけれども、現行保険税率から標準保険料率への移行とありますが、税率から料率ということが分からない方が多いと思います。伊丹市は保険税ですけれども市によっては保険料のところもあります。統一された後は保険料になるのですか？
事務局	この点について兵庫県に確認しましたら、兵庫県においては税のところと料のところがありますが、統一後もそのままいくと聞いております。大阪府では料に統一されたと聞いておりますが、兵庫県においては統一することはしないとされております。
会長	標準保険料率に統一することになりますが、伊丹市は保険税のままという

	<p>ことですね。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局より議題②本算定数値の確認と令和8年度の保険税率について、説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和8年度事業費納付金（本算定）の内容になります。合計額を見ていただきますと、50億5,757万4千円、仮算定時より4,877万3千円の増加になりました。令和7年度と比較しますと、5,994万8千円の増加になりました。増加の要因としては、診療報酬が12年ぶりにプラス改定になったことによるものと考えております。</p> <p>事業費納付金の推移になります。1人当たり金額について、従来分は3.8%の増加、子ども分を含めた合計では6.0%の増加と大きく増加しています。</p> <p>標準保険料率について、仮算定数値との比較となりますが、従来分合計を見ていただきますと、所得割が0.11%、均等割が490円、平等割が270円の増加となっております。子ども分は、所得割が0.03%、均等割が138円、平等割が82円の増加となっております。子ども分の均等割には、均等割額と18歳以上均等割額の合計額を記載しております。18歳以上均等割は子ども分が課されない18歳未満の均等割を18歳以上の被保険者が負担するものとなっております。従来分と子ども分の合計は、所得割が0.14%、均等割が628円、平等割が352円の増加となっております。仮算定時より事業費納付金が増加したことに伴い、標準保険料率についても増加となっております。</p> <p>現行との比較になりますが、従来分合計について、所得割が0.92%、均等割が13,602円の増、平等割がマイナス2,085円となっております。令和7年度との比較ですが、所得割が0.21%、均等割が1,245円、平等割が851円の増となっております。子ども分について、現行との比較で所得割が0.30%、均等割が1,339円、平等割が826円の増となっております。従来分と子ども分の合計は、現行との比較ですが、所得割が1.22%、均等割が14,941円の増、平等割がマイナス1,259円となっております。令和7年度との比較ですが、所得割が0.51%、均等割が2,584円、平等割が1,677円の増となっております。現行税率との比較において、全般的に本市の税率は低く、特に均等割が不足しています。令和7年度本算定数値との比較において、標準保険料率の増加傾向は継続しております。</p> <p>従来分の保険税率をずっと据え置いた場合の推計となります。令和10年度には収支不足となります。</p> <p>保険税率（従来分）の設定でございます。医療分および後期分の均等割以外の部分です。令和8年度は、医療分および後期分の均等割以外について、</p>

各区分の現行保険税率と令和8年度標準保険料率の乖離率（額）の2分の1を改定します。医療保険分の所得割が7.70%、平等割が21,500円、後期高齢者支援金分の所得割が2.79%、平等割が8,000円。介護保険分の所得割が2.42%、均等割が12,900円、平等割が8,100円になります。

令和9年度から令和12年度の標準保険料率は未定であるため、収支見通しを基に推計しております。

医療分および後期分の均等割については、標準保険料率の均等割より減額調整します。減額調整額は、基金残高をみながら令和11年度まで徐々に減額していくため、改定1年目の令和8年度は、減額調整額を大きくとることで後年度の調整幅を確保できます。一方、減額調整額を大きく取りすぎると、所得割がかからない被保険者において、税率改定により保険税負担が減少する可能性があります。一部の被保険者の保険税負担が減少することは、保険税負担の増加をお願いする中、保険税負担が増える被保険者の納得が得られない可能性がございます。したがって、令和8年度は、全ての被保険者の保険税負担が減少することがない範囲内で減額調整額を大きく設定します。令和8年度改定後保険税は、医療分の均等割が25,400円、後期分の均等割が9,700円となります。

減額調整額は令和11年度まで徐々に減額し、令和12年度にはゼロとなります。減額調整額は、基金残高の見込を見ながら、子ども・子育て支援金分を含むトータルの保険税負担が急激に増加しないよう設定しております。

保険税率（子ども・子育て支援金分）の設定になります。令和8年度は標準保険料率どおり設定します。所得割が0.30%、均等割が1,400円、平等割が800円です。均等割には、均等割額1,300円と18歳以上均等割額100円の合計額を記載しています。令和9年度以降の標準保険料率は未定であるため、令和9年度から令和10年度は、令和8年度標準保険料率から子ども家庭庁が示している1人当たり保険税の増加割合で上昇し、令和11年度から令和12年度は令和10年度と同じ数値となる前提で推計しております。

事務局からの提案でございます。ロードマップへの記載が確定した保険税率の設定方法に基づき算定した結果、令和8年度の保険税率は、基礎課税額（医療保険分）について、所得割税率7.70%、均等割額25,400円、平等割額21,500円に、後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金分）について、所得割税率2.79%、均等割額9,700円、平等割額8,000円に、介護納付金課税額（介護保険分）について、所得割税率2.42%、均等割額12,900円、平等割額8,100円に改定するとともに、子ども・子育て支援納付金課税額（子ども・子育て支援金分）について、所得割税率0.30%、均等割額1,300円、18歳以上均等割額100円、平等割額800円としてはどうか、というもので

	<p>ございます。</p>
会長	<p>本算定数値の確認と令和8年度の保険税率について、ご意見やご質問等がございましたら、ご発言をお願いします。</p>
会長	<p>前回確定したロードマップにしたがって計算がされているということになります。あと、保険税負担が下がる被保険者が出ないように考えているということになります。</p>
会長	<p>確認ですけれども、今回令和9年度以降の保険税率も推計していますが、来年度以降も、本算定数値がでてきたら、基金の残高を確認しながら、再度保険税率を計算して調整していくということで良いですね？</p>
事務局	<p>その通りでございます。</p>
会長	<p>続いて議題③令和7年度答申書についてに移ります。それでは、事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>答申書(案)のポイントのみ読み上げさせていただきます。本協議会では、兵庫県において進められている県内保険料水準の統一に対する本市の対応をとりまとめたロードマップの策定に向け審議を進めた。このロードマップについては、令和12年度の統一期限までの間、市の対応を計画的に進める目的で、昨年度協議会においてその策定を決定したものであるが、具体的に対応が必要な項目として、(1)現行保険税率から標準保険料率への移行、(2)減免基準の県内統一基準への移行、(3)任意給付の廃止、(4)保健事業の運営、(5)市国保基金の取り扱いの5項目を挙げていた。これらの項目について、慎重に審議を行った結果、別添の伊丹市における県内保険料水準の統一に向けたロードマップを策定するに至った。市においては、本ロードマップに沿って適切に事務を進めるとともに、被保険者に対し、十分な期間をかけて丁寧に周知を行うことを要望する。また、ロードマップの策定と並行して、令和8年度の保険税率について審議した。現行保険税率から標準保険料率への移行について、令和4年度の協議会で示した、標準保険料率への移行期限である令和12年度までの間に、基金を活用し、被保険者の負担が急激に増加しないよう、適切な期間をかけて激変緩和を図りながら、徐々に標準保険料率まで改定するという方向性にに基づき、様々な観点より検討した結果、令和12年度の移行期限に向け、令和8年度より改定を開始することが妥当であるとの</p>

	<p>結論に達した。以下、保険税率の設定方法等につきましては、先ほどご説明させていただきましたので読み上げは割愛させていただきます。</p>
会長	<p>令和7年度答申書について、ご意見やご質問等がございましたら、ご発言をお願いします。</p>
委員	<p>地域医療の立場から、均等割を含む被保険者負担が医療受診行動や生活に与える影響について深く検証を行っていただき、低所得者世帯や高齢者世帯への配慮を継続していただくということを前提として、この答申書案に賛成したいと思います。</p> <p>あと会議の冒頭に税率と料率の話があったと思いますが、これは同じものと理解してよろしいでしょうか？</p>
会長	<p>基本的には同じものです。</p>
委員	<p>そうしますと、税率と書かれているところと、料率と書かれているところがありますが、統一しておいたほうが分かりやすいのではないかと思います。いかがでしょうか？</p>
会長	<p>兵庫県から通知されるのは標準保険料率なので料率という言葉を使っています。伊丹市の制度は保険税なので税率という言葉を使っていて、きちんと使い分けがされていると思います。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>あと低所得者や高齢者の方々への配慮に関することについては、きっちり議事録には残すということで対応したいと思いますが、それでよろしいでしょうか？</p>
委員	<p>はい。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>それでは、これで答申書は確定とします。本日の会議の後、私から答申書とロードマップを市長へ提出します。</p>